

# 第十回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成21年9月2日(水)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 県庁特別会議室

## 1 開 会

## 2 審 議

- (1) 項目別評価の決定について
- (2) 全体評価の決定について
- (3) 財務諸表の承認に係る意見聴取について
- (4) 中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

## 3 閉 会

### [配付資料]

#### ○項目別評価

- 資料1 業務実績報告書
- 資料2 実用化研究等評価審議結果答申書
- 資料3 財務諸表、決算報告書、監査報告書
- 資料4 センターパンフレット
- 資料5 業務実績評価方針及び方法
- 資料6 項目別評価結果(委員別)

#### ○全体評価

- 資料7 全体評価(委員長取りまとめ案)

#### ○財務諸表の承認に係る意見聴取について

- 資料8 財務諸表の承認に係る意見聴取について

#### ○中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

- 資料9 剰余金の概要及び利益処分(案)に係る意見聴取について

## 出席者名簿

### 【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授	
委員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	監査役	

### 【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
徳村 純一郎	企画管理部長	
門脇 互	企画管理部企画室長	
玉井 博康	企画管理部企画室企画員	

### 【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	
中山 孝一	商工労働部産業振興総室長	
広瀬 龍一	商工労働部産業振興総室産学金官連携チーム長	
小谷 博之	商工労働部産業振興総室産学金官連携チーム研究開発担当副主幹	

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の  
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成21年5月20日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

## 1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

## ★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

## ★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

## 2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価<sup>1</sup>」と「全体評価<sup>2</sup>」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

## (1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している            |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している          |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている        |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている       |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

## (2) 評価委員評価

## ○項目別評価

- ①業務実績の検証

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

## ②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

## ○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を 10 段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第 2 条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に 2 を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

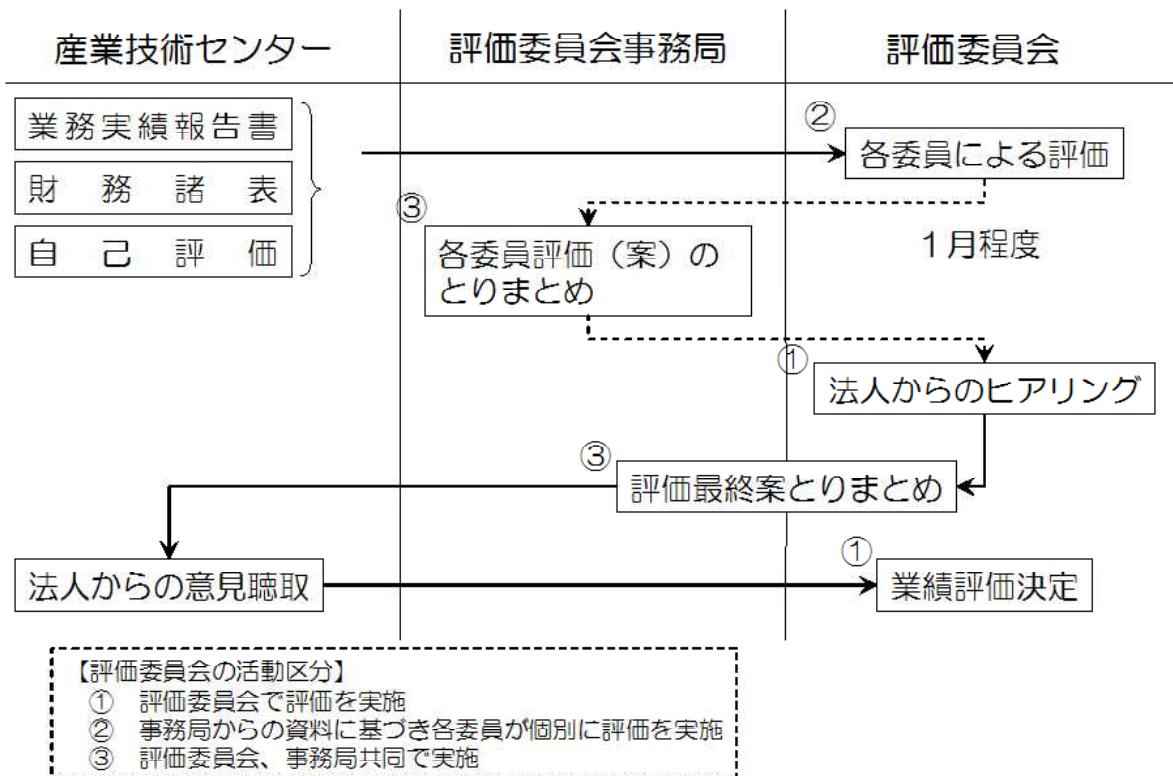
### 3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成（法人による事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

#### 評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



# 全 体 評 価

## 総合評価

5段階評価	10段階換算

## 総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

## 項目別評価結果(各委員別)

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	谷口	辻	中村	副井	和木	平均値
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項											
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化											
1 自立化・高付加価値化した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決している際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。 なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつぎ行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小等細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつぎ行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小等細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(1) ・職員の資質向上の取り組み(2) ・企業ニーズの把握状況(3) ・適切な技術相談等の実施状況(4)	1	0.203	4	0.812	4	4	4	4	4	4
(1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)	(1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用) ①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組む。中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 平成20年度中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。 ②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーン対策等の的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。 ③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。	(1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用) ①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組む。中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 平成20年度中に延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。 ②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーン対策等の的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。 ③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、平成20年度中に約13,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。	【評価の視点】 ・機器の性能の維持状態(5) ・職員の資質向上の取り組み(6) ・多様な試験メニューの設定状況(7) ・試験結果の信頼性向上の状況(8) ・利用者の利便性向上の取り組み(9)	2	0.044	3	0.132	3	3	3	3	3	3
(機器設備の整備について) 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。	④機器設備の整備 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。	④機器設備の整備 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(10) ・利用者の利便性向上へ向けた取組状況(11) ・機器整備の達成状況(12) ・機器整備計画の策定(13)	3	0.044	4	0.176	4	4	4	4	4	4
(2) 研究開発	(2) 研究開発	(2) 研究開発	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(14) ・研究テーマの設定方法(15) ・人員、予算等の研究試験の配分状況(16) ・研究評価の実施方法(17) ・評価結果の反映状況(18) ・研究評価結果(19)										
共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があります。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につながる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。	(2) 研究開発 研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。	(2) 研究開発 研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 平成20年度中に2件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。											
また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。 さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業と取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。 ②シーズ・実用化研究 将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。 a. 情報・電子応用技術に関する分野 製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。 b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた果産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子部品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。 c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野 耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工技術に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。 d. 表面改質技術に関する分野 パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。 e. 地域資源活用食品に関する分野 マクロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マクロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。 f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野 内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目的とした研究開発を行う。 g. 発酵利用食品に関する分野 フルーティで濃厚なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。 ②シーズ・実用化研究 将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。 a. 情報・電子応用技術に関する分野 製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。 b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた果産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子部品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。 c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野 耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工技術に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。 d. 表面改質技術に関する分野 パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。 e. 地域資源活用食品に関する分野 マクロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マクロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。 f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野 内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目的とした研究開発を行う。 g. 発酵利用食品に関する分野 フルーティで濃厚なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。		4	0.158	3	0.474	3	3	3	3	3	3
なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。	③研究評価 研究評価は原則として、センター役員による中間評価及び外部専門家とセンター役員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。	③研究評価 研究評価は原則として、センター役員と構成されるシーズ研究等評価委員会及び外部専門家とで構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は中間評価と年度末評価の2回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。											

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	谷口	辻	中村	副井	和木	平均値		
(3) 起業化を目指す事業者等への支援 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。	(3) 起業化を目指す事業者等への支援 ① 研究開発に係る場の提供と技術支援 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。 ② 技術講習会等を通じた支援 研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を平成20年度中に約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。 ③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。	③ 起業化を目指す事業者等への支援 ① 研究開発に係る場の提供と技術支援 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。 ② 技術講習会等を通じた支援 研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を平成20年度中に約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。 ③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。	【評価の視点】 ・事業者等のバックアップの内容・状況(20) ・インフラの整備状況(21)	5	0.016	4	0.064	4	3	3	3	4	3.4		
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(22) ・イベント等の参加状況(23)	6	0.028	4	0.112	4	4	4	4	4	4	4	4
			【評価の視点】 ・情報提供の状況(24) ・県立図書館との連携状況(25)	7	0.028	4	0.112	4	4	4	4	4	4	4	4
			【評価の視点】 ・情報提供の状況(26)	8	0.008	3	0.024	3	3	3	3	3	3	3	3
2 実践的産業人材の戦略的育成 これまで培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基礎的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中に具体的な産業人材育成戦略を策定すること。 なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。	2 実践的産業人材の戦略的育成 (1) 基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施 国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。 ① 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	(1) 基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施 国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。 ① 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(実証講義の実施状況)(27) ・受講者の満足度(28)	9	0.021	4	0.084	4	4	4	4	4	4		
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発 県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジア圏でのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。 【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】 ◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略) 高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。 なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。 ◆「健康・食・スマート・コリドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略) 豊富かつ高品質な水産物や水資源などの地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携推進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたハイオク産業拠点の形成に取り組むこと。	(2) 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	(2) 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(29) ・受講者の満足度(30)	10	0.006	4	0.024	4	4	4	4	4	4		
	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(31) ・受講者の満足度(32)	11	0.006	4	0.024	4	4	4	4	4	4	4	4		
	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(33) ・受講者の満足度(34)	12	0.006	4	0.024	4	4	4	4	4	4	4	4		
	【評価の視点】 ・研修生の受入状況(35) ・実践的産業人材の育成状況(36)	13	0.021	4	0.084	4	4	4	4	4	4	4	4		
【産学官共同研究をきっかけとしたハイオク産業拠点の形成に取り組むこと】	(2) 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	(2) 産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業・産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。 ② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。 ③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基礎技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。 ④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。	【評価の視点】 ・産学官共同研究の策定状況(37)	14	0.007	3	0.021	4	3	3	3	3	3	3.2	
	【評価の視点】 ・実証講義の実施状況(再掲)(38) ・技術支援の状況(39)	15	0.02	4	0.08	3	4	3	3	4	4	4	3.4		
	【評価の視点】 ・研究の実施状況(研究開発の中で評価)(40) ・食品開発と健康に関する研究会の開催状況(41) ・食品開発の支援状況(42)	16	0.02	4	0.08	4	4	4	4	4	4	4	4		
	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(43) ・権利の公表、技術移転の状況(44) ・連携強化の内容(45)	17	0.013	4	0.052	3	4	3	4	4	4	4	3.6		
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	【評価の視点】 ・デザイナー協会等との連携状況(46) ・市場動向等の情報収集の状況(47) ・他機関の連携状況(48)	18	0.013	4	0.052	4	3	3	3	4	4	3.4	
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の技術的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。	III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 (1) 組織運営の改善 理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。	III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 (1) 組織運営の改善 理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。	【評価の視点】 ・組織運営体制構築の状況(49) ・組織体制の継続的見直し状況(50) ・企業ニーズ等への対応状況(51) ・経営資源の重点的投入状況(52)	19	0.039	4	0.156	3	3	4	4	4	4	3.6	
1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成	1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 (1) 組織運営の改善 理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。	1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 (1) 組織運営の改善 理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(53) ・広報活動の状況(54)	20	0.02	4	0.08	3	4	4	4	4	4	3.8	
2 広報活動の充実 センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、平成20年度中に18件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。	2 広報活動の充実 センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、平成20年度中に18件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。	2 広報活動の充実 センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、平成20年度中に18件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。	【評価の視点】 ・研修会への参加、他機関への派遣状況(55) ・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定状況(56) ・優秀な人材の確保状況(57)	21	0.02	3	0.06	3	3	3	3	3	3	3	
3 職員の資質向上と人材育成 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に活用できる研究者の育成等に重点を置いて「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。	3 職員の資質向上と人材育成 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に活用できる研究者の育成等に重点を置いて「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。	3 職員の資質向上と人材育成 職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に活用できる研究者の育成等に重点を置いて「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。	【評価の視点】 ・研修会への参加、他機関への派遣状況(55) ・「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」の策定状況(56) ・優秀な人材の確保状況(57)	21	0.02	3	0.06	3	3	3	3	3	3	3	



中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	谷口	辻	中村	副井	和木	平均値
2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	【評価の視点】 ・産学官の連携の状況(58)	22	0.013	4	0.052	4	3	3	4	4	3.6
3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立	【評価の視点】 ・給与体系の構築状況(59) ・「地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)」に反映させる。なお、理事長報酬については知事報酬を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。	23	0.039	4	0.156	3	3	4	4	4	3.6
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項											
1 外部資金その他収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(61) ・自己収入の確保状況(62)	24	0.028	4	0.112	4	3	4	4	4	3.8
2 経費の抑制	2 経費の抑制	2 経費の抑制	【評価の視点】 ・業務運営の効率化の状況(63) ・経費削減のための見直し状況(64)	25	0.028	3	0.084	3	3	3	3	3	3
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評価の視点】 ・財務諸表の確認(65) ・計画との整合性(66)	26	0.024	3	0.072	3	3	3	3	3	3
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項											
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	【評価の視点】 ・法令遵守の状況(67) ・中立性、公平性に対する対応状況(68) ・職員研修計画の状況(69) ・組織体制整備の状況(70)	27	0.009	3	0.027	3	3	3	3	3	3
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	【評価の視点】 ・情報管理の状況(71) ・情報漏洩防止対策の状況(72)	28	0.009	3	0.027	3	3	3	3	3	3
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	【評価の視点】 ・労働安全衛生の状況(73) ・安全衛生委員会の活動状況(74) ・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況(75) ・安全教育の実施状況(76)	29	0.014	3	0.042	3	3	3	3	3	3
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底	【評価の視点】 ・地域の活動等への参加状況(77) ・一般公開の状況(78)	30	0.014	3	0.042	3	3	3	3	3	3
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進											
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	【評価の視点】 ・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(79)	31	0.011	3	0.033	3	3	3	3	3	3
(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施	【評価の視点】 ・ISO14001の遵守状況(80) ・環境マネジメントシステムの運用状況(81)	32	0.011	3	0.033	3	3	3	3	3	3
3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底	【評価の視点】 ・情報共有の状況(82) ・役員間の情報共有、組織的運営の状況(83)	33	0.023	3	0.069	3	3	3	3	3	3
VI その他施設立回りの規則で定める業務運営に関する事項	VI その他施設立回りの規則で定める業務運営に関する事項	VI その他施設立回りの規則で定める業務運営に関する事項											
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	【評価の視点】 ・計画の策定状況(84) ・計画の実施状況(85)	34	0.016	3	0.048	3	3	3	3	3	3
2 出賃、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 出賃、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 出賃、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	【評価の視点】 ・計画の策定状況(86) ・計画の実施状況(87)	35	0.004	3	0.012	3	3	3	3	3	3
3 人事に関する計画	3 人事に関する計画	3 人事に関する計画	【評価の視点】 ・専門性の高い人材の確保状況(88) ・効果的な人事管理の状況(89)	36	0.01	3	0.03	3	3	3	3	3	3
(1) 基本的な方針	(1) 基本的な方針	(1) 基本的な方針	【評価の視点】 ・雇用形態の多様化の状況(90) ・研究機関、大学等との交流の状況(91)	37	0.01	3	0.03	3	3	3	3	3	3
単純平均						3.51		3.41	3.35	3.38	3.43	3.51	3.42
加重後評価(合計)						3.60		3.47	3.45	3.52	3.55	3.60	3.52

※中期計画、年度計画における「IV 財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする

# 全 体 評 価(委員長とりまとめ案)

## 総合評価

5段階評価	10段階換算
3	7

平成 20 年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5 段階評価では 3 とする。10 段階評価では、5 段階評価に 2 を乗じたものに、技術支援等による技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を 1 段階上げ、7 とする。

## 総 評

(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)

産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能の強化での技術相談・現地指導、あるいは実践的産業人材の育成等、いくつかの項目が計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に精力的に取り組んでいると評価できる。また企業訪問調査、企業へのアンケート調査、窓口アンケート調査などにより企業ニーズの把握に努め、常に改善への努力が見られる。

今後も引き続き、積極的に研修会に参加することや精力的に研究開発を行うこと等により、職員の資質向上を図るとともに、企業ニーズに的確に対応されることを期待する。

(「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価)

理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営は、計画通りに進捗している。理事長裁量経費の有効活用、外部資金獲得、独自の評価システムの確立、技術スタッフ・事務スタッフの配置と業務の見直し、等で特に進捗が認められる。

今後も引き続き、優秀な人材確保と若手の人材育成等についての努力を期待する。

(「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。

(中小企業への技術支援に対する評価)

企業ニーズに基づいて誠実に技術支援を行っていることが、アンケート調査や訪問調査の結果等からも認められる。

今後、技術の進展は、一層迅速化していくと思われるので、技術支援力の絶えざる向上を期待する。

(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

外部資金獲得へ積極的に取り組んでいること、業務運営を順調に行いながら、自己収入の増加と効率的な業務運営によって剰余金を生み出したことは高く評価できる。

今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

平成 20 年度は地方独立行政法人化 2 年目で第 1 期中期目標の中間評価にも相当する。設定された数値目標が達成され、他の項目についても概ね計画通りであることから、計画は順調に進捗していると認められる。

今後、数値目標の達成だけでなく、その内容の充実を目指すことや企業の高付加価値化に寄与する具体的な成功事例を増やすことも期待する。

サブプライムローン問題に端を発する世界不況や急激な円高は県内企業を直撃しており、国際的競争力のある新製品の開発や起業化を目指す事業者への支援、実践的産業人材の育成、等における地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの役割はますます重要性を増していると思われる。

このような状況の中で、理事長のリーダーシップと職員の意識改革を通じた、中期目標・中期計画の達成に向けた継続的な努力が求められる。

今後、技術相談等の業務と研究開発業務とのバランスをとりつつ、限られた人数で最大の効果を上げる仕組みを長期的な展望に立って構築されるよう期待する。

また優秀な人材確保と若手職員の人材育成等に引き続き努力されることを期待する。

## 財務諸表の承認に係る意見聴取について

## 1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

## (1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	・ 6月30日に財務諸表等を提出。
必要な書類の提出（法第34条第2項）	・ 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	・ 適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

## (2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法  
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

## 剰余金の概要及び利益処分（案）に係る意見聴取について

### 1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし翌年度の中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 2 平成20年度決算における剰余金の概要

剰余金 82,142千円  
 うち、自己収入の増加によるもの 18,754千円  
 効率的な業務運営によるもの 63,388千円

### 3 利益処分（案）

目的積立金（※1） 82,142千円  
 ※1 中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能  
 積立金（※2） 0千円  
 ※2 損益計算において発生した損失に充当

### 4 目的積立金とすることについての考え方

#### （1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成20年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

#### （2）剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると次により認められること

##### ①経営努力認定

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当であること。

##### ②法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりみに業務が進捗している」）であること。	剰余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剰余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政会計基準

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考>経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

(2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考3】法人の中期計画に定める剰余金の使途

○鳥取県産業技術センター 中期計画

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

【参考4】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「1」(年度計画を順調に実施している)、「2」(年度計画を概ね順調に実施している)がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」(概ね計画どおり進んでいる。)以上の評価が8割以上